

整一510
平成28年5月18日

一般社団法人秋田県建設業協会長
一般社団法人秋田県国土整備コンサルタント協会長] 様

秋田県農林水産部農地整備課長

平成28年6月以降の農業農村整備工事及び業務の積算
に関する秋田県の運用について（通知）

平成28年度の土地改良工事積算基準について、国では、改正品確法（H26.6.4 公布・施行）の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定することを目的とした改正を行う予定です。今回の改正は、通常の標準歩掛の他に、諸経費率等についても改正の予定です。

秋田県ではこれを鑑み、平成28年6月以降の秋田県農業農村整備工事及び業務の積算基準について、以下のとおり運用することとしましたので通知します。

1. 適用基準

- ①土地改良工事積算基準（土木工事） 平成27年度 農林水産省農村振興局整備部設計課
- ②土地改良工事積算基準（施設機械） 平成27年度 農林水産省農村振興局整備部設計課
- ③土地改良工事積算基準（調査・測量・設計） 平成27年度 農林水産省農村振興局整備部設計課
- ④土地改良工事積算基準（機械経費） 平成27年度 農林水産省農村振興局整備部設計課
- ⑤土地改良工事積算マニュアル（土木工事） 平成27年度版 （一社）農業農村整備情報総合センター
- ⑥農業農村整備工事標準積算基準書 平成27年10月以降適用 秋田県農林水産部
- ⑦農業農村整備業務標準積算基準書 平成27年10月以降適用 秋田県農林水産部
- ⑧土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領 農林水産省農村振興局

2. 運用事項

- ①平成28年6月以降、秋田県の農業農村整備工事の積算において、交通誘導員の計上方法を、上記適用基準によらず、直接工事費へ計上するものとします。詳細は秋田県運用のとおりです。
- ②平成28年6月以降、秋田県の農業農村整備業務の積算において、調査業務の諸経費率については、上記適用基準によらず、秋田県運用を適用します。

なお、秋田県運用の詳細は、農業農村整備工事（又は業務）標準積算基準書に添付しておりますので、広報広聴課県政情報資料室及び各地域振興局総務企画部（総務経理課）において閲覧して下さい。

3. 補助版標準積算システム

平成28年6月1日より、秋田県運用の交通誘導員の計上方法及び諸経費率とします。

4. 適用

平成28年6月1日以降に公告・閲覧を開始する工事及び業務から適用します。

秋田県農林水産部農地整備課(TEL 018-860-1835)
千葉、福岡、佐藤、袴田

28.5.2

202